

各 位

会 社 名 デ ク セ リ ア ル ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 家 由 久
(コード番号：4980 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 広 報 ・ I R 部 統 括 部 長
富 田 真 司
(TEL. 0285-39-7950)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2016年6月23日開催の第4期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき、2021年6月18日開催の第9期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該現行BBT制度の対象者並びに当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付を受ける時期を見直すことについて、ご承認いただいております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。また2021年7月から現行BBT制度の対象者に執行役員も追加しております。

今般、当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、現行BBT制度の一部を改定し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）とすること（以下「本改定」といいます。）に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2024年6月25日開催予定の第12期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本改定に伴い、現行BBT制度に基づき、2021年3月末日で終了した事業年度までに関して取締役に付与されたポイントに基づく当社株式等の給付は、原決議に従い、従前通り、原則として取締役の退任後、一定の時期に行うこととし、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までに関して取締役に付与されたポイントについては、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部は当社株式として給付し、残部は当該取締役の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。かかる経過措置に基づき 取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

記

1. 本改定の理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。以下、断りが無い限り同じ。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績

及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益意識の共有を図り、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として現行 BBT 制度を導入しております。

当社は、2024 年度からスタートする中期経営計画「進化の実現」に掲げる基本方針における各施策の取り組みによる持続的成長の実現、及び当社の業績並びに中長期的な企業価値向上への貢献意欲向上をより加速させる役員報酬制度への見直しを検討してまいりましたところ、現状の中長期の業績に連動する株式報酬に加え、RS スキームにより得られるメリットを最大限に活用し、更なる効果的なインセンティブとすること、及び議決権行使や配当の権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線で価値共有を図るために本改定を行うべく、本株主総会において本議案を付議することといたしました。

2. 本改定の内容

現行 BBT 制度の内容を下記の通り一部改定します。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行 BBT 制度に基づき設定している信託を「本信託」といいます。本信託は、本改定後、本制度に基づく信託として存続させることとします。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として、毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、原決議の範囲内で、110 百万円の金銭を拠出して本信託を設定し、また、2022 年に 1,000 百万円の金銭を追加拠出のうえ、それぞれ当社株式の取得を行っています。

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2025 年 3 月末日で終了する事業年度から 2029 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、当該 5 事業年度の期間を「BBT-RS 当初対象期間」といい、BBT-RS 当初対象期間及び BBT-RS 当初対象期間の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間を、併せて「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行 BBT 制度を本制度に改定して継続します。なお、現行 BBT 制度に基づき設定された本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することとします。

当社は、BBT-RS 当初対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数が不足することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

また、BBT-RS 当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は各対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を

算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(3) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、各対象期間につきまして68万ポイント(うち取締役分として33万ポイント)であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は68万株となります。なお、当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割する株式分割を予定しておりますところ、当該株式分割後は、取締役に付与されるポイント数の上限は、各対象期間につき204万ポイント(うち取締役分として99万ポイント)となり、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は204万株(うち取締役分として99万株)となります。

(4) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績指標等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される各対象期間に関するポイント数の合計は、68万ポイント(うち取締役分として33万ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割する株式分割を予定しておりますところ、当該株式分割後の取締役に付与されるポイント数の上限は、204万ポイント(うち取締役分として99万ポイント)となります。)

なお、ご参考として、取締役等に付与される各対象期間(5事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式数(68万株)に2024年5月10日の終値5,898円を乗じた場合、約4,011百万円となります。

また、取締役等に付与される各対象期間(5事業年度)に関するポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数(6,800個)の発行済株式総数に係る議決権数589,919個(2024年3月31日現在)に対する割合は約1.15%であります。

下記(5)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(5)の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(5) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制

限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、自己都合により辞任した場合、その他解任に準ずる該当事項がある場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。

(6) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(7) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(6)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、原則として当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、原則として当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

以上